

木更津都市計画高度地区の変更（木更津市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
第一種高度地区（最高限）	約 700 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
第二種高度地区（最高限）	約 594 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
合 計	約 1,294 ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

道路整備の進展や土地利用の動向を踏まえ、市内各地区において、現況の地形地物に合わせ用途地域の変更を行うとともに、高度地区を変更するものである。